

さっぽろ ^{しょう}障 ^{しゃぶらん}がい者プラン2018
^{あん}(案) ^{がいよう}の概要

さっぽろ障がい者プラン2018の構成

さっぽろ障がい者プラン2018 は次の計画を一体のものとして構成しています。

(1) 障がい者計画（旧：障がい者保健福祉計画）

根拠法：障がい者基本法

障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるものです。

(2) 障がい福祉計画（第5期）、障がい児福祉計画（第1期）

根拠法：障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）、児童福祉法

障がい福祉サービスや障がい児通所支援サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものです。

さっぽろ障がい者プラン2018

障がい者計画【障がい者基本法】

障がい福祉に関する基本計画

障がい福祉計画、障がい児福祉計画

【障がい者総合支援法、児童福祉法】

障がい福祉サービス等に関する実施計画

けいかくきかん 計画期間

さっぽろ障がい者プラン2018の計画期間は次のとおりです。

◆ 障がい者計画 6年間

(2018年4月から2024年3月まで)

◆ 障がい福祉計画(第5期)、障がい児福祉計画(第1期) 3年間

(2018年4月から2021年3月まで)

しょう しゃけいかく 障がい者計画

2018年度 ~ 2023年度

さんこう 【参考】

しょう ふくしけいかく だい き
障がい福祉計画(第5期)

しょう じふくしけいかく だい き
障がい児福祉計画(第1期)

2018年度 ~ 2020年度

しょう ふくしけいかく だい き
障がい福祉計画(第6期)

しょう じふくしけいかく だい き
障がい児福祉計画(第2期)

2021年度 ~ 2023年度

さっぽろ障がい者プラン2018の策定の趣旨

札幌市では、これまでも「さっぽろ障がい者プラン」に基づき、「共生社会の実現」を基本理念として、障がい者保健福祉計画（新しいプランからは「障がい者計画」に名称を改めます。）によって、障がいのある人に関する施策の方向性等を定めるとともに、障がい福祉計画では、障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等の提供体制の確保を図ってきました。

一方で、現在のプラン策定後、国においては、障害者差別解消法の施行をはじめ、関連法の整備を進めるなど、障がいのある人の生活環境は大きく変わってきています。

このような状況から、札幌市では、障がいのある人たちのニーズ、各種審議会や各障がい者団体からの意見、この間の国の動向等も踏まえ、今後の札幌市における障がい者施策と、障害福祉サービス等の更なる充実を図っていくため、障がい者計画、障がい福祉計画（障がい児を含みます。）を一体化した「さっぽろ障がい者プラン2018」を策定します。

【参考】障害者基本法による障害者の定義について

障害者基本法第2条では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

なお、平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象としました。

さっぽろ障がい者プラン2018の体系

このさっぽろ障がい者プラン2018を策定するために設置した「札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会」において、これまでのプランにおいても掲げてきた基本理念である「共生社会の実現」については、関連法との関係からも、継続して取り組んでいくべき重要な事柄であるとのご意見をいただきました。

このことを踏まえて、今後の施策の方向性については、これまでとの継続性を重視した基本理念をベースとし、この間の国の法制度等の動向や、障がいのある人のニーズを踏まえ、計画目標を新たに加えるなどの見直しを行います。

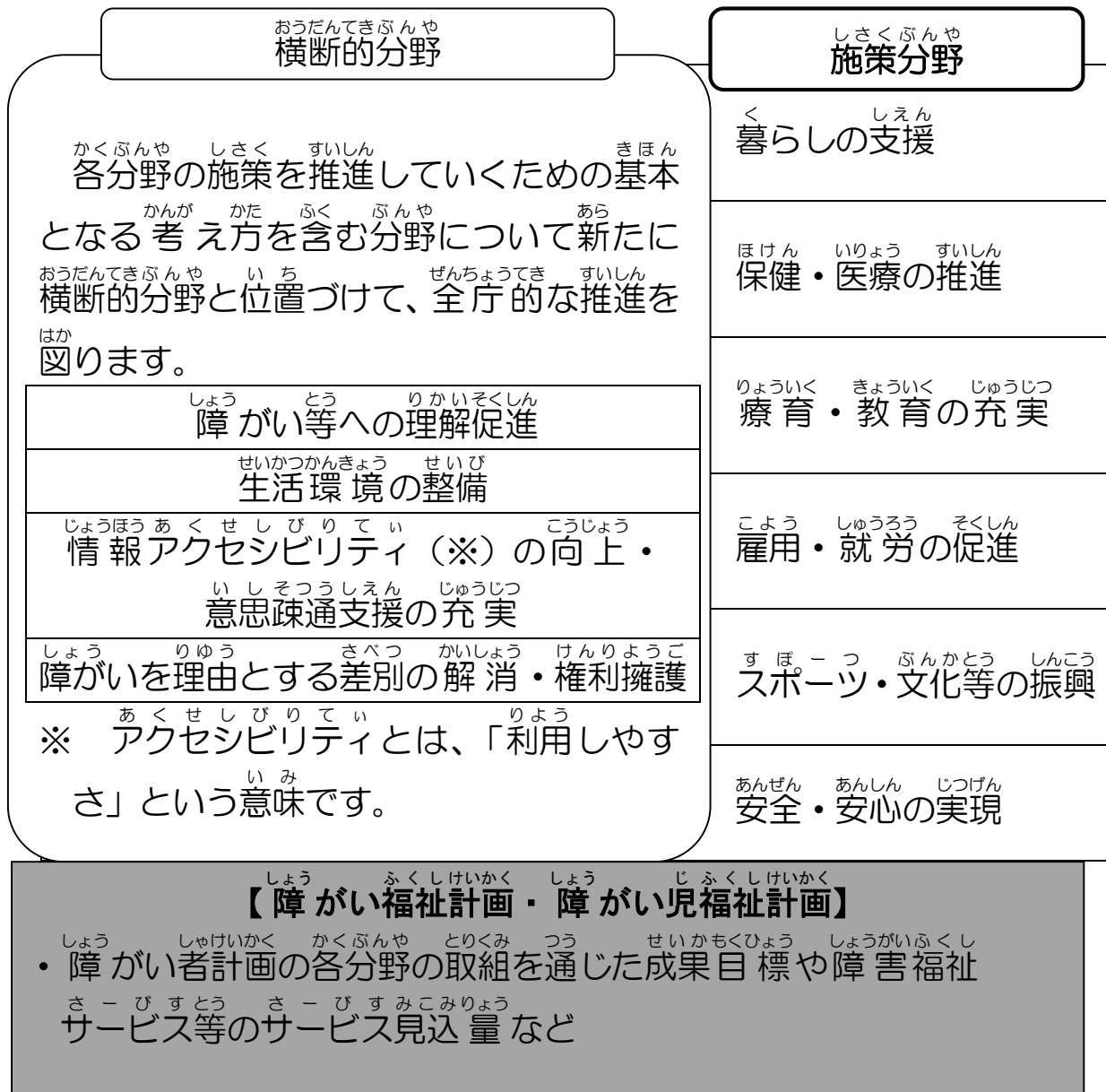
(1) 基本理念

障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

(2) 計画目標

- 1 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 2 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 3 施設、病院から地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- 4 市民、事業者、行政などの連携強化による地域の福祉力の向上
- 5 障がいのある子どもへの支援
- 6 障がいを理由とする差別の解消

(3) 分野（障がい者計画）と障がい福祉計画・障がい児福祉計画



おうだんてきぶんや しょう とう りかいそくしん
横断的分野 1 障がい等への理解促進

◆ **基本施策**

- 基本施策 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
 基本施策 2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進
 基本施策 3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

- 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
- 公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めてもらうため、各種研修の実施などの取組を進めます。
- 各種研修、様々なボランティア活動や社会貢献活動への参加を通じて、障がい等への理解を促進します。

おも じゅうてんとりくみ
主な重点取組

◆ ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がい等の理解促進（新規）

難病や内部障がいなど、外見上分かりづらい障がいのある人にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮を提供しやすい環境づくりを推進していきます。

また、災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。

◆ 手話が言語であることについての普及啓発（新規）

手話が日本語などの音声言語とは異なる独自の言語であることについて、より多くの市民に理解が広がるよう、ホームページやパンフレット、動画など、様々な媒体を活用し、分かりやすい普及啓発を行います。

おうだんてきぶんや せいかつかんきょう せいび
横断的分野2 生活環境の整備

きほんしさく
◆基本施策

きほんしさく ばりあふりー もと すいしん
基本施策1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

きほんしさく す かくほ
基本施策2 住まいの確保

- 全ての市民が1年を通じて安心して安全に暮らすことができるよう、バリアフリー新法や札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や道路のバリアフリー化を進めるとともに、より多くの人々が安全・快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームの整備等により住まいの場の充実を図るとともに、地域や住宅関係事業者等に対し、障がいのある人への理解を促進します。

おも じゅうてんとりくみ
主な重点取組

しん さっぽろしばりあふりー きほんこうそう もと せいびすいしん
◆新・札幌市バリアフリー基本構想に基づく整備推進

しん さっぽろしばりあふりー きほんこうそう もと すべ ひとびと あんしん
新・札幌市バリアフリー基本構想に基づき、全ての人が安心して暮らし、分け隔てなく社会活動に参加できるまちづくりを目指し、総合的かつ一体的なバリアフリー化をさらに促進します。

また、新・札幌市バリアフリー基本構想についても、段階的、継続的な発展を図っていきます。

ぐるー ぶほーむ せいびすいしん
◆グループホームの整備推進

ぐるー ぶほーむ せいびひ いちぶ ほじょ おこな せいび
グループホームの整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場の充実を目指します。

◆基本施策

- 基本施策1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進
基本施策2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進
基本施策3 障がいに配慮した市政情報の提供
基本施策4 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

- 手話や要約筆記、点字、平易な表現など、障がいの特性に応じた様々なコミュニケーション手段について、広く市民の理解を促進します。
- 障がいのある人が、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を円滑に利用できるよう、取組を進めます。
- 障がいのある人が市政に関する情報を取得しやすいよう、障がいに配慮した市政情報の提供を進めます。
- 障がいのある人が情報通信技術（インターネットなど）を利用することにより、支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、支援を行います。

おも じゅうてんとりくみ
主な重点取組

◆コミュニケーション手段に関する普及啓発（新規）

障がい特性に応じたコミュニケーション手段の内容や、それぞれの手段を必要とする人の障がいの特性、必要とする配慮などについて、ホームページやパンフレット、動画などにより分かりやすく周知していきます。

◆区役所等でのコミュニケーション支援機器の配置（新規）

区役所等に設置したタブレット端末を使用して、遠隔手話通訳や、音声認識アプリケーションによる音声情報の文字化を行います。

おうだんてきぶんや しょう りゆう さべつ かいしょう
横断的分野 4 障がいと理由とする差別の解消・
 けんりようご
権利擁護

◆ **基本施策**

基本施策 1 障がいと理由とする差別の解消の推進

基本施策 2 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的
 配慮を受けやすくする環境の整備

基本施策 3 権利擁護等の推進

基本施策 4 障がい児・者虐待防止の推進

- 障害者差別解消法の啓発・広報に努め、市民や民間事業者等の理解を促進します。
- 障がいのある人が円滑にその権利を行使できるよう、市全体で必要な環境の整備やそれぞれの障がいの特性に応じた合理的な配慮の提供を行える環境の整備を図ります。
- 障害者虐待防止法に係る啓発・広報に努めるとともに、障がい児・者虐待に関する相談体制の充実及び関係機関との連携による適切な支援を進めます。

おも じゅうてんとりくみ
主な重点取組

◆ **虐待防止ネットワーク会議の開催（新規）**

札幌市、国、北海道、医療、警察、福祉などの関係機関や障がい当事者(家族を含む。)によって、定期的に、障がい児・者の虐待防止のための情報共有や連携強化を図ることで、虐待の防止や、虐待を受けた人への迅速かつ適切な支援を可能とする体制整備を行います。

施策分野 1 暮らしの支援

● 基本施策

基本施策 1	個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
基本施策 2	施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
基本施策 3	福祉用具などの普及促進・利用支援
基本施策 4	地域福祉を担う人材育成・確保

- 個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボランティア等の地域資源を活用するなど、支援体制の充実に努めます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。
- 各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

おも じゅうてんとりくみ 主な重点取組

- ◆ 障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図るとともに、新たに設けられた自立生活援助や就労定着支援等のサービスについても、同様に円滑な提供に努めます。
- また、障がいのある人に対する交通費助成、機能回復・機能訓練、特別障害者手当等の支給など、円滑なサービス提供に努めます。

施策分野 2 保健・医療の推進

●基本施策

- 基本施策 1 障がいの原因となる疾病の予防対策や、障がいの早期発見の推進
- 基本施策 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 基本施策 3 精神保健・医療の充実
- 基本施策 4 難病に関する保健・医療施策の推進

- 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き行い、障がいのある人に対する医療の充実を図ります。
- 児童精神科医療を中心とした関係機関のネットワークを構築・運用し、心の悩みを抱える子どもや、発達障がいのある子どもの支援体制の充実を図ります。
- 難病患者が、医療サービスを受けながら、地域で安心して生活をしていけるよう、医療費負担の軽減等を図るとともに、家族も含めた相談支援体制の充実や、必要な障害福祉サービス等を利用できるように、関係機関と連携しながら制度周知を図ります。

おも 主要な重点取組

◆子どもの心の専門医の育成

子どもの心の専門医を育成するために、北海道大学に寄附を行います。専門的な知識・経験を有する医師が担当教員となり、研修医などに対し、講義や研究を行います。

◆難病相談支援センター事業

難病患者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、地域交流活動の推進や、当事者主体の活動の支援等を行う難病相談支援センターを設置します。

し さ く ぶ ん や り ょ う い く き ょ う い く じ ゅ う じ つ
施策分野3 療育・教育の充実

き ほん し さ く
●基本施策

き ほん し さ く ら い ぶ す て - じ お う し え ん た い せ い じ ゅ う じ つ
基本施策1 ライフステージに応じた支援体制の充実

き ほん し さ く り ょ う い く じ ゅ う じ つ
基本施策2 療育の充実

き ほん し さ く が っ こ う き ょ う い く じ ゅ う じ つ
基本施策3 学校教育の充実

き ほん し さ く せ い じ ん き い こ う し え ん
基本施策4 成人期への移行支援

- **療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応するため、関係機関が相互に連携しながら、ライフステージに応じた支援体制の充実に努めます。**
- **子ども・子育て支援法に基づく施策や母子保健施策など他の子ども関連施策との連携により、障がい児支援体制の整備を図ります。**
- **特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、教育環境の整備を推進します。**
- **卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実に努めます。**

おも じ ゅ う て ん と り く み
主な重点取組

い り ょ う て き け あ ひ つ よ う し ょ う こ と う し え ん た い せ い
◆医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等への支援体制の検討（新規）

い り ょ う て き け あ ひ つ よ う し ょ う こ と う し え ん お こ な
 医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等の支援を行う
 し え ん い ん ほ ご し ゃ そ う だ ん う そ う だ ん い ん ぶ け ん し ゅ う
 支援員や、保護者からの相談を受ける相談員を増やすための研修
 じ っ し け ん と う
 の実施を検討します。

そのほか、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの
 し え ん あ か た い り ょ う ほ け ん ほ い く き ょ う い く ふ く し か ん け い し ゃ
 支援の在り方について、医療、保健、保育、教育、福祉関係者による
 き ょ う ぎ ば ぎ る ん ぶ ひ つ つ け ん と う
 協議の場における議論も踏まえながら、引き続き、検討していきます。

施策分野 4 雇用・就労の促進

● 基本施策

- 基本施策 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実
- 基本施策 2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）
- 基本施策 3 障がいのある人の一般就労の推進
- 基本施策 4 福祉的就労における工賃向上

- 障がい者雇用を推進する国などの関係機関と連携し、障がいのある人の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。
- 札幌市においても率先して障がいのある人の雇用に努め、障がいのある人の一般就労へのステップアップを支援します。
- 障害者総合支援法に基づく就労移行支援サービス等のほか、札幌市独自の取組により、障がいのある人の一般就労への移行の推進や障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。

▶ 主な重点取組

- ◆ 就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）
障がいのある人の雇用の促進と就労の安定を図るため、就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、「ジョブサポーター」や支援員による雇用促進・職場定着支援を図ります。
- ◆ チャレンジ雇用制度の実施（新規）
札幌市役所内で、新たに知的障がいのある人や精神障がいのある人を非常勤職員として雇用する枠を設け、市役所での勤務経験等をもとに、一般就労へのステップアップを後押しします。

施策分野5 スポーツ・文化等の振興

●基本施策

基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

- 障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽に参加できるように、施設のバリアフリー化や活動機会の充実に努めます。

おも じゅうてんとりくみ 主な重点取組

◆障がい者スポーツの振興

障がい者スポーツの体験会や、スポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及・振興を促進します。

◆障がい者スポーツ大会の開催

札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある人がスポーツを通じて体力の向上や自立への意欲を高め、スポーツの楽しさを体験するとともに、障がいのある人に対する市民の理解の促進を図ります。

◆障がいのある人への読書支援の推進

身体障がいや発達障がいなど、様々な障がいのある人への読書支援や、利用しやすい図書館づくりを進めます。

し さ く ぶ ん や あ ん ぜ ん あ ん し ん じ つ げ ん
施策分野6 安全・安心の実現

き ほん し さ く
●基本施策

- き ほん し さ く さ い が い ゆ き つ よ す い し ん
基本施策1 災害や雪に強いまちづくりの推進
- き ほん し さ く さ い が い じ た い お う り よ く こ う じ ょ う
基本施策2 災害時における対応力の向上
- き ほん し さ く ち い き み ま も か つ ど う す い し ん
基本施策3 地域における見守り活動の推進
- き ほん し さ く し ょ う ひ し ゃ ひ が い ほ う し
基本施策4 消費者被害の防止

- 障 がいのある人を含め、市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめて、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。
- 災害発生時や避難場所において、様々な障 がい特性に応じた配慮や支援ができるよう、障 がいのある人への理解促進を図ります。
- 障 がいのある人の地域における孤立を防ぐため、住 民組織などによる地域福祉活動の充 実を図ります。
- 障 がいのある人の消費者被害の防止のため、関係機関との連携による早期発見や、相談体制の充 実に努めます。

おも じ ゅ う て ん と り く み
主な重点取組

- ◆ 誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業の推進（新規）
- 災害時に 障 がいのある人たちの避難支援を行 う 町内会、自治会、地区社会福祉協議会（福祉のまち推進センター）等に対して、コーディネーターを派遣することで、実際に支援をする際の留意点や、避難 行動 要支援者とのマッチング、各避難 行動 要支援者の個別避難計画の作成等への助言等を行います。

成果目標

それぞれの目標値の設定に当たっては、国が基本方針にて掲げる目標を踏まえ、札幌市の実情に応じ設定しています。

こうもく 項目	もくひょうち 目標値	びこう 備考
にゅうしょせつ にゅうしょしゃ 入所施設の入所者の ちいきせいかつ いこうしゃすう 地域生活への移行者数	125人	2017年4月から 2020年3月 までの累計
にゅうしょせつ にゅうしょしゃすう 入所施設の入所者数の げんしょうすう 減少数	83人	
せいしんしょう たいおう 精神障がいにも対応し ちいきほうかつけ あしすてむ た地域包括ケアシステム の構築に向けた協議の場 の設置（新規）	きょうぎ ば 協議の場 の設置	2020年度末までに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を設置
ちいきせいかつしえんきよてんとう 地域生活支援拠点等の せいび 整備	1か所	2020年度末までに少なくとも1か所整備
ふくしせつ いっぱんしゅうろう 福祉施設から一般就労 への移行者数	666人	2020年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
しゅうろう いこう しえん じぎょう 就労移行支援事業の りようしゃすう 利用者数	846人	2020年度の1か月当たりの利用者数
しゅうろういこう しえん じぎょうしよ 就労移行支援事業所の しゅうろういこうりつ しんき 就労移行率（新規）	わり 5割	2020年度末の時点で、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の全体に占める割合

こうもく 項目	もくひょうち 目標値	びこう 備考
しゅうろうていちゃくしえんじぎょう 就労定着支援事業によ る職場定着率（新規）	わり 8割	しゅうろうていちゃくしえんじぎょう 就労定着支援事業による支援 を開始した時点から1年後の 職場定着率
いりょうてきけあひつよう 医療的ケアを必要とする 障がいのある子どもへ の支援（新規）	きょうぎば 協議の場 の設置	ねんどまつ 2018年度末までに医療的ケア を必要とする障がいのある子 どもを支援するための協議の場 を設置

(2) 障がいのある人に対する理解促進に関する目標
(札幌市独自に設定する目標)

こうもく 項目	もくひょうち 目標値
しゅう 障がいのある人にとって地域で暮らしやすい まちであると思う障がいのある人の割合	60%
しゅう 障がいのある子どもにとって地域で暮らしや すいまちであると思う保護者の割合（新規）	60%

サービス見込量一覧（主なもの）

※サービス見込量は、国や北海道の動きなども踏まえて決定していくため、現在掲載している数値は概算値となっており、変更する場合があります。

＜主な訪問系サービス＞

サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	利用人数	5,770	6,021	6,281
	時間/月	221,300	235,940	252,030

＜主な日中活動系サービス＞

サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	利用人数	5,000	5,090	5,180
	人日/月	102,530	104,890	107,240
就労移行支援	利用人数	790	800	810
	人日/月	14,260	14,440	14,620
就労継続支援（A型）	利用人数	2,130	2,250	2,370
	人日/月	42,910	45,300	47,690
就労継続支援（B型）	利用人数	6,300	6,810	7,320
	人日/月	112,520	121,870	131,220

おも きょじゅうけい さーびす
<主な居住系サービス>

サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2020年度
共同生活援助	利用人数	3,030	3,220	3,420
施設入所支援	利用人数	2,050	2,030	2,010

しょうがいじつうしょしえん
<障害児通所支援>

サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	利用人数	3,800	4,140	4,480
	人日/月	46,710	51,210	55,710
医療型 児童発達支援	利用人数	60	60	60
	人日/月	470	470	470
放課後等 デイサービス	利用人数	5,570	6,220	6,870
	人日/月	63,340	71,340	79,340
保育所等 訪問支援	利用人数	60	70	80
	人日/月	80	90	100

※利用人数：月間の利用人数（実人数）

※時間 / 月：月間のサービス提供時間数

※人日 / 月：月間のサービス提供日数